

## 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う「こども家庭センター機能」等について

改正児童福祉法において、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされた。

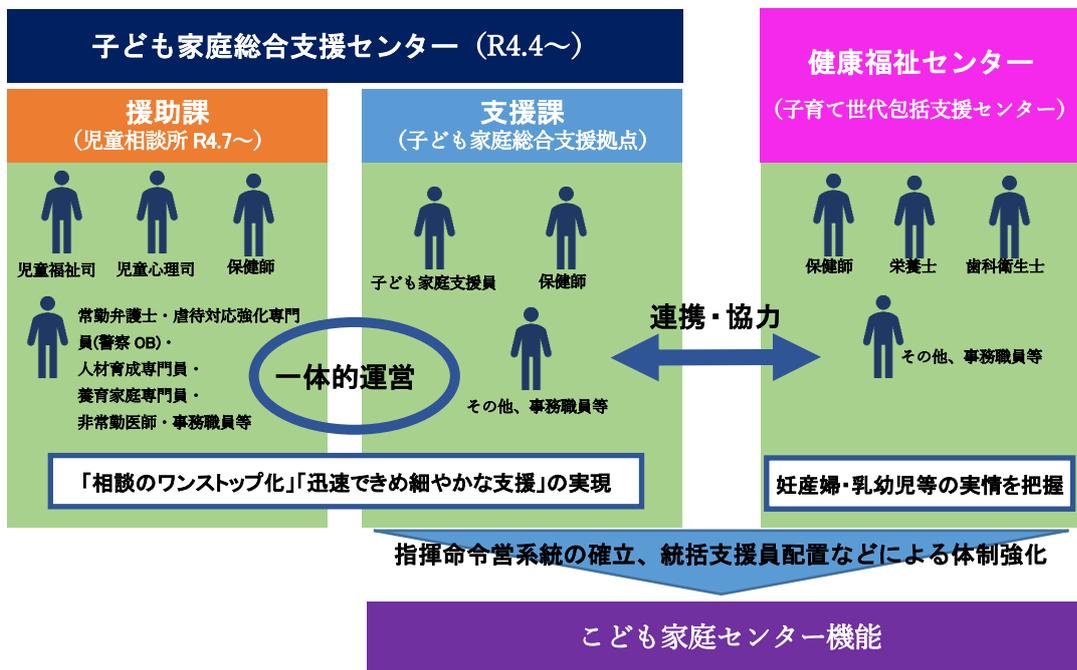
今回は、国の示す「こども家庭センター」の概要と、設置に向けて区の状況を踏まえた検討の方向性について下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 国が示すこども家庭センターについて

- (1) 概要 別添1 参照
- (2) 整備イメージ 別添2 参照

#### 2 板橋区における状況

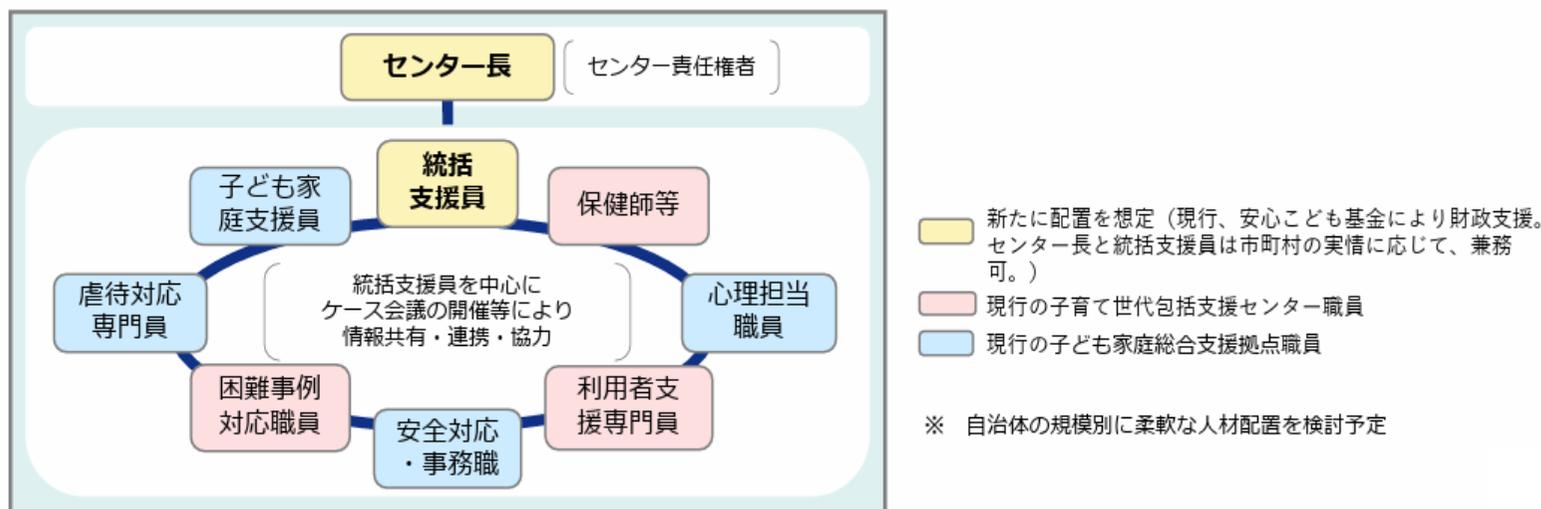


#### 3 検討の方向性

- ① センター長をトップとした母子保健と児童福祉双方への指揮命令系統の確立
- ② 統括支援員(母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者)を中心とした専門職による一体的な支援を行う体制を構築
- ③ 合同ケース会議等やサポートプランを利用した特定妊婦、乳幼児、児童への切れ目ない支援の実現
- ④ 出張相談、合同家庭訪問、オンライン相談の活用などによる区民の利便性の向上

- これまで子育て世代包括支援センターやこども家庭総合支援拠点は、それぞれの設立の意義や機能に基づき、整備されてきた。こども家庭センターでは、共通の管理職や統括支援員のもと、各専門職が共同して業務を遂行することとなるため、
    - ・ こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、同一の場所で実施することが望ましいが、
    - ・ 児童福祉と母子保健の一体的な提供ができる体制が整っている場合は、場所が分離している場合等を含め、「こども家庭センター」を設置したものとする。
  - 一体的な提供ができる体制としては、例えば、以下のような要件を満たすことを想定。
    - ① 「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称し、必要な機能を有すること
    - ② センター長（センター責任権者）を配置し、センター長をトップとした指揮命令系統の確立
    - ③ 統括支援員（母子保健と児童福祉双方について十分な知識をもつ者）を中心として、こども家庭支援員等や保健師等の各専門職が一体的に支援を行う体制を構築すること
- ※ こども家庭センターについては令和4年度に調査研究を実施し、設置運営に係るガイドラインを作成することとしており、詳細については調査研究の内容も踏まえ、お示しする予定。

【こども家庭センターの組織体制のイメージ】

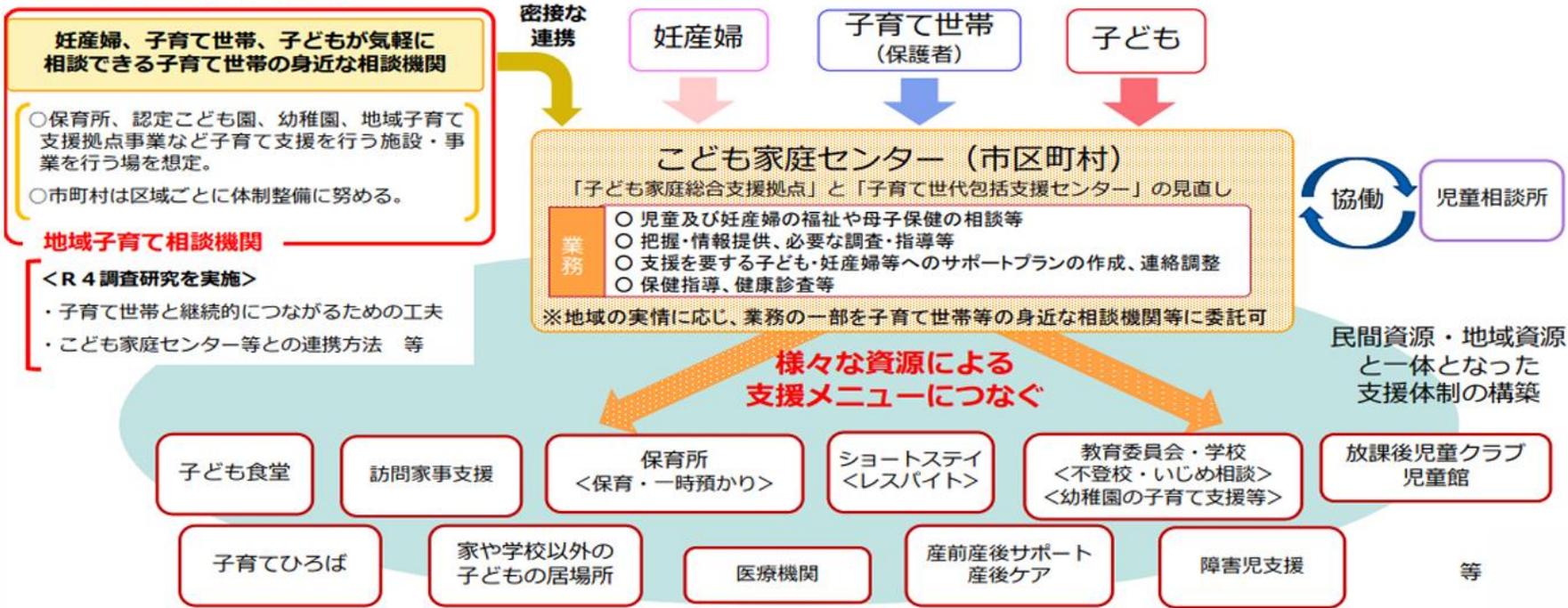


【区における検討の方向性】令和6年度時点では、支援課と健康福祉センターの連携を軸に国の示す一体的な支援の提供ができる体制の構築を進め、機能としてのこども家庭センターの実現を図る。

国が示すこども家庭センターの整備イメージ

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う**相談機関**。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完し、その「目となり、耳となる」**ことを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。

<地域子育て相談機関の位置づけ>



【区における検討の方向性】 先ずはこども家庭センター機能として専門職の連携による一体的な支援を実施しつつ、児童館等と連携した「地域子育て相談機関」のあり方の検討、5健康福祉センターへの窓口の拡充等の検討を進めていく。